

# 個人情報保護法と 行政機関個人情報保護法の 改正点概要

弁護士 水町 雅子

- 平成17年 個人情報保護法全面施行
- 平成27年 改正個人情報保護法成立
- 平成28年 改正行政機関個人情報保護法成立
- 平成29年5月30日 改正個人情報保護法全面施行
  
- 個人情報保護条例はどうするか
  - (参考)総務省 地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会
  - [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/chihoukoukyou\\_personal/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chihoukoukyou_personal/index.html)
  - ポイント1: 非識別加工情報の提供
  - ポイント2: 要配慮個人情報と既存条例の整合

# 行政機関個人情報保護法の主な改正点

|                 | 行政機関個人情報保護法   | 個人情報保護法        |
|-----------------|---|----------------|
| 法の目的の明確化        | 個人情報保護法は個人の権利利益を保護するための法律だが、保護絶対主義ではなく、「個人情報の活用や有用性を配慮したうえでの保護」を目的とすることを明確化 |                |
|                 | 1条  | 1条             |
| 個人情報の定義の明確化     | 個人識別符号単体でも個人情報に該当すること等が明確化  |                |
|                 | 2条2・3項  | 2条1・2項         |
| 要配慮個人情報の新設      | 不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報が新設                                |                |
|                 | 2条4項、10条1項5号の2  | 2条3項、17条2項     |
| 匿名加工/非識別加工情報の新設 | ビッグデータ等活用のための加工情報の活用  |                |
|                 | 2条8～11項、10条2項5号の2・3、44条の2～16、51条の2～8  | 2条9・10項、36～39条 |

# 行政機関個人情報保護法の主な改正点

|                          | 行政機関個人情報保護法                            | 個人情報保護法    |
|--------------------------|--|------------|
| 法に従わなければならない対象者が大幅に拡大    |  | 旧2条3項5号の削除 |
| 個人情報保護委員会による監督(命令・立入検査等) | 非識別加工情報のみ<br>51条の4～8<br>※総務大臣の権限49～51条 | 40～46条     |
| 新ガイドラインの公表               |  |            |
| 第三者提供時の記録                |  | 25条        |
| 第三者提供を受けた時の確認と記録         |  | 26条        |
| 外国への第三者提供                |  | 24条        |
| オプトアウトの届出                |  | 23条2・3項    |
| 消去の努力義務                  |  | 19条        |
| 個人情報データベース等の不正提供・盗用罪     | ※次ページ参照                                | 83条        |
| 利用目的の変更基準の緩和             |  | 15条2項      |

## 行政機関個人情報保護法

**第五十三条** 行政機関の職員若しくは職員であった者又は第六条第二項若しくは第四十四条の十五第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第六項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第五十四条** 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第五十五条** 行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 個人情報保護法

**第八十三条** 個人情報取扱事業者(その者が法人(法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十七条第一項において同じ。)である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人)若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。